

# 墓所使用者募集案内書

なるさわれいえん

# 日立市成沢霊園

～海が見え緑に囲まれた憩いの霊園～

## 1 霊園の概要

- (1) 名称 日立市成沢霊園
- (2) 所在地 日立市西成沢町2丁目494番地
- (3) 区画数 304区画
- (4) 施設・設備 駐車場(21台)  
水汲み場2ヶ所(手桶あり)



## 2 募集する墓所の種別、区画数、墓所使用料及び管理料

令和6年10月1日現在

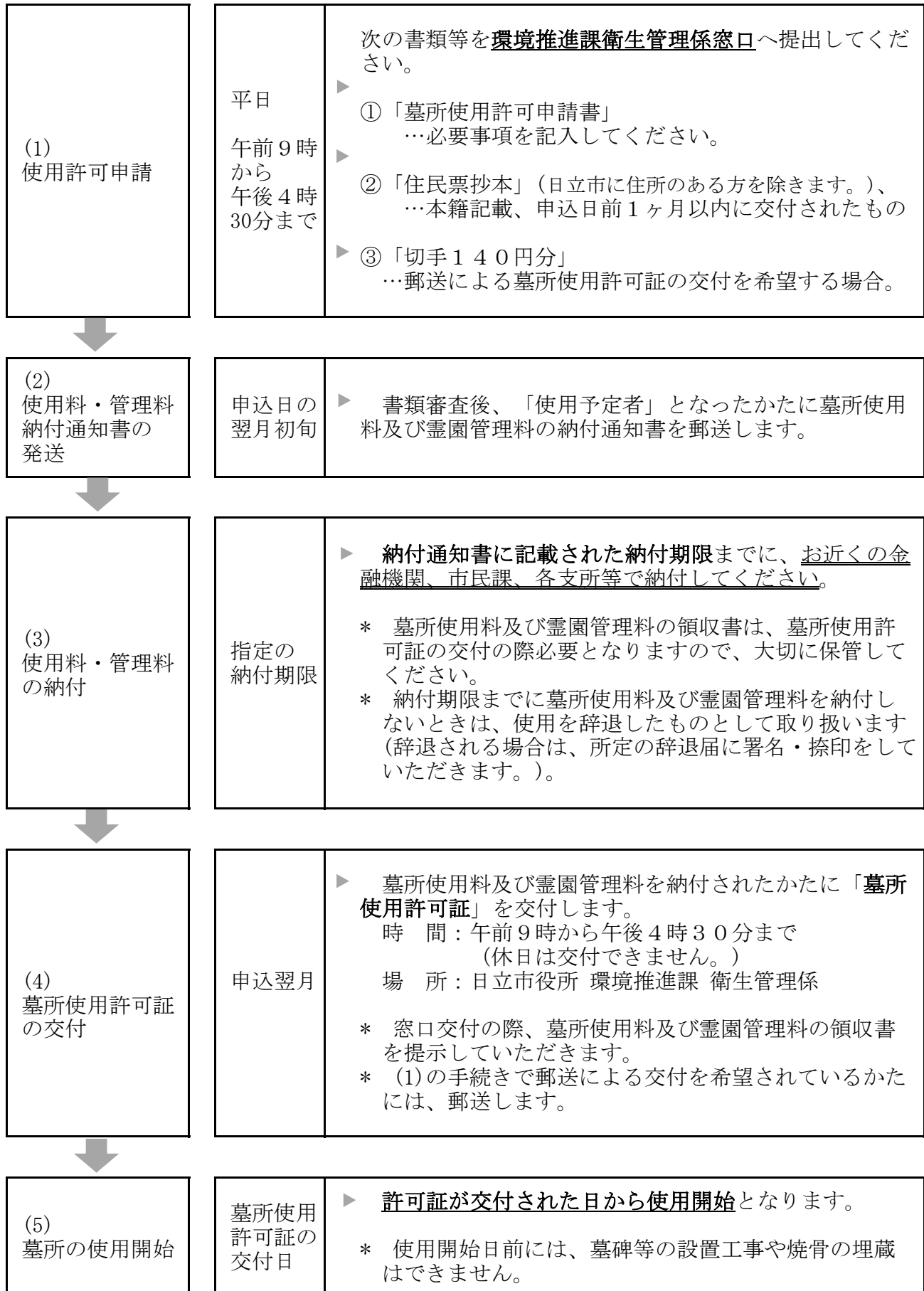
| 墓所の種別 | 募集区画数 | 墓所使用料      |            | 霊園管理料(年) |
|-------|-------|------------|------------|----------|
|       |       | 市内のかた      | 市外のかた      |          |
| 10㎡   | 1基    | 1,000,000円 | 1,200,000円 | 6,290円   |
| 9㎡    | 0基    | 900,000円   | 1,080,000円 |          |
| 8㎡    | 1基    | 800,000円   | 960,000円   | 4,710円   |
| 7㎡    | 5基    | 700,000円   | 840,000円   |          |
| 6㎡    | 4基    | 600,000円   | 720,000円   |          |

- \* 墓所の種別は、区画ごとに面積が異なります。1㎡未満の端数は、1㎡とみなします。7㎡の場合は、6.01～7㎡の面積範囲となります。
- \* 受付は、先着順になります。
- \* 使用を希望する区画を自由に選択できます。
- \* 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- \* 霊園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)。管理料は、霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

## 3 申込者資格

- (1) 墓所を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申し込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申し込み及び虚偽等の不正申し込みをされた場合は、無効となります。

#### 4 申込みから使用までの流れ



## 5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

### (1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。 \*利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

### (2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により現金で、金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

## 6 墓所使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から

3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

(①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。)

(2) 墓所を返還されたときは、未使用月数分の霊園管理料を返還します。

(3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設及び使用する墓所の区画を明示するための囲障（高さ1m以内）を設けていただきます。

(6) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。

(8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください(工事期間は1ヶ月以内です。)

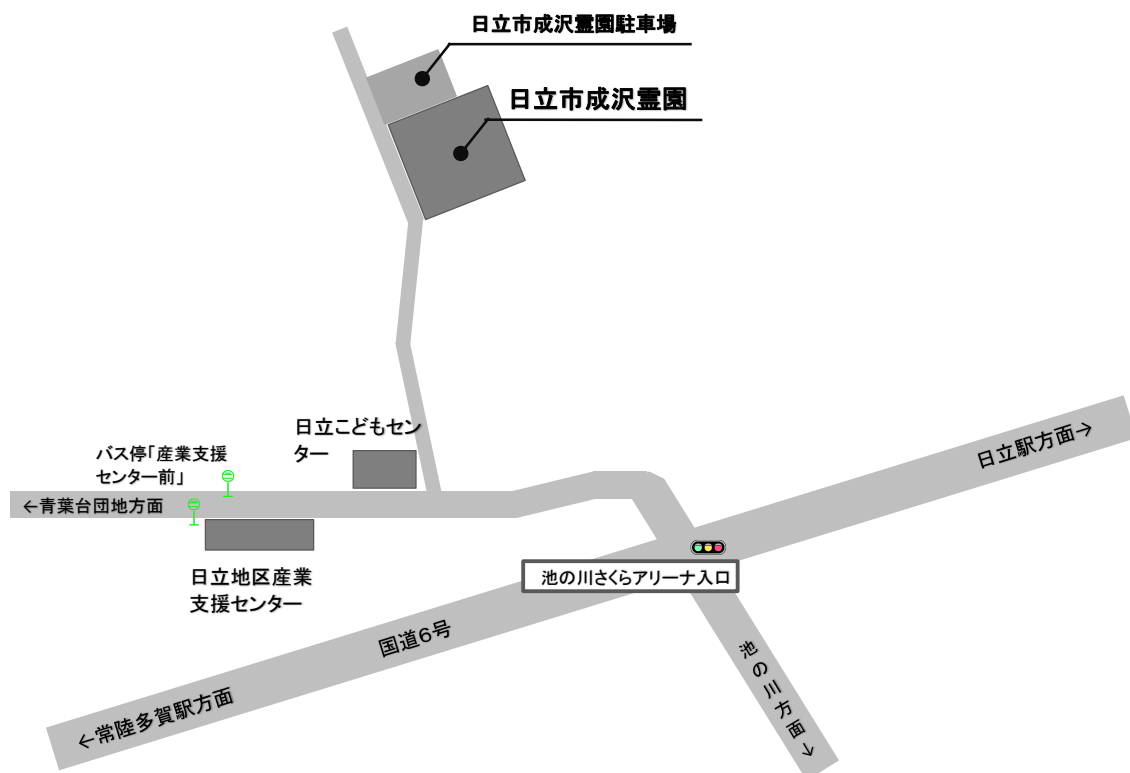
(9) 墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、霊園の樹木が枯れてしまうため、除草剤は使用しないでください。

## 7 墓碑等の設置基準

| 設備の種類  | 設置基準  | 設備の種類  | 設置基準   |
|--------|---|--------|--------|
| 墓碑     | 高さ3m以内  | その他の設備 | 高さ3m以内 |
| 外柵（囲障） | 高さ1m以内  | 樹木の植栽  | 高さ3m以内 |
| 備考     | 1 高さの基準面は、前通路面とします。<br>2 盛土の高さは、1m以内で囲障の高さを超えないものとします。<br>3 納骨施設及び囲障は、焼骨を埋蔵するまでに設けてください。<br>4 樹木の種類は、管理の容易なものとしてください。 |        |        |

# 日立市成沢霊園案内

## 霊園案内図



## 霊園への交通案内

### 1 自動車の場合

国道6号「池の川さくらアリーナ入口」交差点から「青葉台団地」方面へ向い、「日立子どもセンター」手前の道を右折し、約350m先に成沢霊園駐車場があります。

### 2 バスの場合

#### (1) 日立駅の場合

日立駅中央口から出て、「堂平団地」行に乗車し、「産業支援センター前」で下車。バス停から、徒歩約10分です。

#### (2) 常陸多賀駅の場合（日立駅発よりバスの本数は少ないので、ご注意ください。）

常陸多賀駅から出て、「堂平団地」行に乗車し、「産業支援センター前」で下車。バス停から、徒歩約10分です。

### 3 タクシーの場合

日立駅中央口から約15分、常陸多賀駅から約15分です。

お問い合わせ先 日立市 環境推進課 衛生管理係  
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号  
電話 0294-22-3111 内線543・542  
IP電話 050-5528-5067(直通)  
E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから



この案内書の内容は、令和6年10月1日現在のものです。